

(第二十八部)

第一百八十六回
國會

平成二十六年二月二十六日(水曜日)

午前十時開會

委員氏名

參議院憲法審查會會議錄第

三

三

林久美子

幹事

広田 一君

委员

補欠選任

辭任

二月十八日

吉保
仁比 聰平君
井上

二月二十五日 辭任
井上 哲士君

二月二十五日
辭任
山下
雄平君
補欠選任
中泉

藤末 健三君
二月二十六日 辞任

翻任
川田 龍平君
補外選任
寺田

出席者は左のとおり

小坂 憲次君

第二十八部 憲法審査会會議録第一号 平成二十六年一月二十六日

參議院

○幹事補欠選任の件

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査

(憲法の役割、在り方等について)

○会長(小坂憲次君)　ただいまから憲法審査会を開会いたします。

幹事の補欠選任についてお詰りいたします。
委員の異動に伴い現在幹事が一名欠員となつて
おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま
す。

幹事の選任につきましては、会長の指名に御一
任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（小坂憲次君） 御異議ないと認めます。
それでは幹事に仁比聰平君を指名いたします。

○会長(小坂憲次君) 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査を議題と

いたします。

本日は、憲法の役割、在り方等について委員間の意見交換を行います。

まず、各会派一名一巡により、各五分以内で意見表明を行つていただきたいと存じます。発言時間の経過状況をメモで通知し、時間が経過した際にはベルを鳴らします。あらかじめ御承知願います。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。それでは、意見のある方は順次御発言を願います。

赤池誠章君

私は、自由民主党の赤池誠章で

す。

自民党は、昭和三十年、一九五五年、立党以来、自主憲法制定が党是であります。当時の立党文書

の一つである「党の使命」には次のように書かれています。国内の現状を見るに、祖国愛と自主独立の精神は失われ、独立体制はいまだ十分整わらず、ここに至つた一端の原因は、敗戦の初期の占領政策の過誤にあると。初期の占領政策の方向が

主として我が国の弱体化に置かれていたため、現行憲法の自主的改正を始めとする独立体制の整備を強力に実行し、もつて国民の負託に応えんものである。

自民党が立党して今年で五十九年となります。来年は戦後七十年、自民党立党六十年を迎えるわけであります。改めて、自主憲法制定実現に向けて、私はその意義、理由を以下三点あると考えております。

第一は、現行憲法には制定過程に問題があり、法律としての大前提である正統性がないと感じております。御承知のとおり、マッカーサーが率いる占領軍、G H Qから、占領中に言論統制された中で押し付けられたものです。現行憲法は、日本国民の自由意思で、公正で民主的な手続で起草されたものではありません。これは、占領軍が占領地の法律を尊重しなければいけない国際法の違反ともあり、

何よりも、現行憲法が自らの前文にある「日本國

民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、「ここに主権が国民に存することを

宣言し、この憲法を確定する。」に反していま

す。

憲法 자체が憲法違反の存在というものであります。

正当に選挙もされない占領軍の最高司令官マッカーサーの指示によつて短期間に英語で草案が作

られ、日本国民に知らされないまま日本国政府に渡され、政府はそれを翻訳して憲法草案が作られ、衆議院、貴族院と議論されて成立したものであります。その制定過程を知る以上、国民代表である私たち国會議員がそれを是とすることはあり得ないと私は考えております。これを現行のまま放置

することは恥であり、後世から叱責を受けかねないと感じております。

第二は、制定過程、その後、主権が回復して国民が十分承認をされているという反論のある中

で、私は憲法の内容自体にも問題があると感じております。

第三は、この憲法では自分自身や自分の家族、地域や国家を守ることができないのではないかとおもいます。

日本国民は、現行憲法では自分自身や自分の家族、地域や国家を守ることができないのではないかとおもいます。

以上、現行憲法の正統性のない制定過程、日本の歴史から断絶した憲法内容、民意の三点から、自主憲法制定は今まさに国政の重要な課題となつております。

現行憲法の基礎となつておりますのは、考え方

は三つあると言われております。

第一は、制定過程で分かるように、日本人には

自分の国を守る力を持たざず、一度と立ち上がり

せないようにするという弱体化という占領政策、米国の属国化、保護国化という考え方があります。

それが戦争放棄の憲法九条となつております。そ

の条項が、激動する国際情勢の現在、国家安全保障の足かせとなつております。

第二は、人工国家、米国流の社会契約説であります。敗戦後の日本国民が契約によって新しい國家をつくったフィクションに基づいています。だから、日本の歴史や伝統、文化は全く反映されておりません。

第三は、旧ソ連の、一九三六年、スターリン憲法に影響されており、共産主義が紛れ込んでおり

ます。第二十四条の家族生活における個人の尊重

と両性の平等、二十七条の勤労の権利及び義務な

どはその条項に当たると言われております。社会

主義者や共産主義者が護憲になる理由がここにあるわけであります。

第三の自主憲法制定理由は、国民の意識、民意であります。

自民党は、一昨年、第二次憲法草案全文を発表して、十二月に総選挙を戦い、勝利して政権を奪還しました。さらに、昨年夏の参議院通常選挙において第一党となりました。

自主憲法制定は国民の民意となりつつあります。これは、国内外の激動する情勢が国民意識を変化させてきたからだと思っております。国際社会における米国の相対的地位の低下、北朝鮮の日本拉致事件、チャイナの尖閣諸島への侵略行為、ロシアの北方領土や韓国の竹島への不法占拠の強化、国内においては東日本大震災もありました。

日本国民は、現行憲法では自分自身や自分の家族、地域や国家を守ることができないのかとおもいます。

以上、現行憲法の正統性のない制定過程、日本の歴史から断絶した憲法内容、民意の三点から、自主憲法制定は今まさに国政の重要な課題となつております。

この自由と平等、基本的人権の保障を否定する、あるいは、政治において最優先で追求すべき価値として認めないとするならば、ここから先の憲法の議論は馬の耳に念仏となります。憲法の議論は、自由と平等、基本的人権をどのような仕組みで守るのかという議論です。

第二に申し上げたいことは、憲法の制限規範性です。

自由と平等という侵すことのできない永久の権利も、地球上に当初から横たわっていたわけではありません。まさに、人類の多年にわたる自由獲得の努力の結果です。では、人類の多年にわたる自由獲得の努力は何に対しても向かられてきたのでしょうか。

例えば、人権宣言の嚆矢と評価されて、国王といえども法の下にあることを確認したイギリスのマグナカルタは、一二一五年、国王ジョンに対して封建領主らが突き付け、承認させた文書です。

一七七六年からのアメリカ独立戦争は、課税の強化と苛政に苦しむ植民地住民と本国イギリスとの戦いでした。一七八九年のフランス革命は、絶対君主制、アンシャンレジームに対して第三身分、平民が自由、平等、博愛を理念として掲げた戦いでした。

枚挙にいとまはありませんが、人類の歴史にお

<p>いて自由や平等の妨げとなつたのは国家権力でした。だからこそ、憲法というルールが生まれ、憲法によって国家権力は制限されています。このよう、国家権力が憲法によって制限されることを立憲主義あるいは法の支配と言います。</p> <p>したがつて、この制限規範性に関して、安倍総理が、今月三日の衆議院予算委員会において、王様の時代の考え方と述べたことに私は驚きを禁じ得ませんでした。安倍総理は、今国会冒頭の施政方針演説を始め様々な機会に、自由や民主主義、人権、法の支配など、基本的な価値観を共有する国々と連携を深めると述べておられます。が、憲法の制限規範性を否定することは、法の支配の否定にはなりません。</p> <p>さらに、安倍総理は、今月十二日の衆議院予算委員会において、憲法の解釈に関して、私たちを選挙で国民から審判を受けるなどと述べておられますが、民主主義は憲法の制限規範性を否定しません。なぜならば、例えばヒトラーのナチス・ドイツのように、民主的な政権であったとしても、時として暴走し、自由や平等を侵害することがあります。だからこそ、王様の時代が終わり民主主義国家が成立しても、国は憲法を持ち、国家権力を制限しています。むしろ、立憲主義と民主主義とは密接に結び付いています。なぜならば、自由な討論の広場が存在しない社会に制度としての主主義は存在し得ませんので、民主主義は全ての国民に基本的人権が保障されて初めて開花します。単に多数者支配の意味ではなく、民主主義が実を伴つたものであるためには、自由、平等の保障、そのための国家権力の制限は必須です。</p> <p>フランス人権宣言第十六条が、権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されていない社会は、全て憲法を持つものではないと述べているところが憲法の核的な構成要素であることを世界と歴史が承認しています。</p> <p>第三に、憲法は制限規範である以上、その論理的帰結として硬性憲法となります。が、硬性憲法で</p>
<p>あることは決して不磨の大典であることを意味しません。現行憲法も施行後既に六十六年を経過しています。社会や環境が大きく変化しています。社会も現実の社会を規律するルールである以上、社会や環境の変化に応じて変わらざるを得ない場合があります。</p> <p>だからこそ、私たち民主党は、昨年三月に策定した新しい綱領において、「国民とともに未来志向の憲法を構想していく。」と述べ、昨年七月の参議院選挙のマニフェストにおいても、更に国民党とともに憲法対話を進め、補うべき点 改めるべき点への議論を深めると記しています。</p> <p>以上です。</p> <p>○余長(小坂憲次君) 次に、西田実仁君。</p> <p>○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。</p> <p>この参議院の憲法審査会というのは、参議院憲法調査会の報告書を踏まえまして、衆議院とは異なる、独自性ある議論を行うことを旨として運営されてまいりました。</p> <p>一昨年の常会では、「東日本大震災と憲法」、人権、統治機構 国家緊急権が、昨年の常会では、「二院制」、「新しい人権」がテーマとされてまいりました。この参議院の設置以降、国民投票法の整備 投票権年齢 公務員の政治的行為の制限等が喫緊の課題とされる中、安倍内閣の下で憲法上の論点は、九十六条改正と立憲主義、特定秘密保護法と知る権利、集団的自衛権と平和主義等、広がりを見せております。東日本大震災と原発事故からの復興も道半ばであり、今日、憲法とは何かが改めて問われる状況となつております。</p> <p>また、昨年は参議院選挙でメンバーも大きく替わっていることから、憲法論の原点を再確認する必要があると思われます。毎年初回の憲法審査会は、そうした意味で、憲法とは何かという問いから始めるのが良いのではないかと考えております。</p>
<p>憲法の骨格を成す恒久和平主義、基本的人権の尊重、国民主権の三原則は人類の英知というべきです。優れた普遍の原理であり、平和、人権、民主の憲法精神を国民生活と日本社会の隅々まで定着させ、開花させる闘いに全力を尽くすというのが公明党の基本的立場であります。</p> <p>憲法改正については、現憲法は優れた憲法であり、平和、人権、民主の憲法三原則を堅持しつつ、環境権など、時代の進展に伴い提起されている新たな理念を加えて補強する加憲が最も現実的で妥当であるとの考えであります。</p> <p>民主主義国家の憲法は、国家のためにあるのではなく、国民の幸福追求のためにあります。また、人権保障の拡大と民主権の徹底は民主主義国家の歴史の流れであります。したがつて、憲法改正の視点は、国民の幸福追求のための人権保障の拡大と民主権の徹底でなければならないと考えます。加憲が最も現実的で妥当であると考えるのはそのためであります。</p> <p>国民民主権に基づく国民の代表機関で国権の最高機関とされる国会は、本来、政府と官が法を誠実に遵守するよう見張る立場にあり、とりわけ政府から距離を置くことができる参議院は監視を行うにふさわしいと考えます。</p> <p>二院制の在り方にについては、参議院に行政監視院を置くという構想も主張されたことがあります。が、この構想も主張されたことがあります。参議院の行政監視機能の強化は二院制支持者の共通認識となつております。さきの参院選後、衆参において与党が過半数の議席を占めていることから距離を置くことができる参議院は監視を行うにふさわしいと考えます。</p>
<p>この点、信州大学の田中洋貴准教授は、参議院の憲法保障機能という新たな視点から、災害対策の実現を超党派で目指すべきであると考えます。同時に、行政の組織、人事に対する統制という観点、政府と官僚機構をつくる衆議院、それを監視する参議院という観点は重要であり、参議院の行政監視機能強化と併せて、参議院の決算重視も語られています。ただ、決算審議の目的は予算審議へのファイードバックであり、予算審議と決算審議は本来一連一体のものとして行わ</p> <p>れるべきであることから、衆議院は予算、参議院は決算を単純に徹底すべきではないと考えております。衆参それぞれの特徴に応じた審議をする前提で参議院の決算重視の内容を考えるべきであり、年金制度、特別会計制度等、数年度にわたる長期的検討を要する事項に重点を置いた審議を行なうべきではないかと考えております。</p> <p>我が国政治、行政の根本問題として、眞の意味での政治主導をいかにつくるかということが挙げられます。その象徴ともいうべき委任立法の増大に歯止めを掛け必要があると考えます。特定秘密保護法の問題でも政令で定める旨の規定が多用されておりまして、法の運用が官僚に丸投げされれば、権限濫用により不当逮捕等、重大、深刻な人権侵害を引き起こすおそれがあります。同法の民主的で公正な運用を確保するためには、とりわけ官僚機構に対する国会の監視が重要であり、委任政令を適切に統制する方法を考える必要があります。</p> <p>この点、信州大学の田中洋貴准教授は、参議院の憲法保障機能という新たな視点から、災害対策の実現を超党派で目指すべきであると考えます。同時に、行政の組織、人事に対する統制という観点、政府と官僚機構をつくる衆議院、それを監視する参議院という観点は重要であり、参議院の行政監視機能強化と併せて、参議院の決算重視も語られています。ただ、決算審議の目的は予算審議へのファイードバックであり、予算審議と決算審議は本来一連一体のものとして行わ</p>

えるべきと考えます。この考えに逆行するこの憲法の改正には反対です。

集団の自衛権について、解釈改憲に踏み切ると受け取られる総理の発言がありました。それは立憲主義の否定であり、これは断固反対をいたします。統治機構改革についても、選挙制度や政党を含めた政治改革、公務員制度の改革など、憲法改正の前にやるべきことがあると考へています。この憲法九十六条改正の前にやるべきことがあるということを訴えてきました。

集団的自衛権の拡大解釈の是非が議論になくては
いますが、時の為政者が憲法を拡大解釈して憲法
の本来の方向性をゆがめるような行為をすることと
は、憲法九十九条によつて禁じられています。首
相が権力を持つてゐるからといって、憲法を拡大
解釈するというのは間違つてゐると考へます。
そもそも、憲法の目的は国民を幸福にすること
であり、憲法十三条の幸福追求権にも象徴され
るように、国民を幸福にするためのものです。国会
議員も国民も憲法をもう一度改めて読み直して、
この憲法について議論をすることが必要と考へて
います。

私も、この憲法については、大学時代、教職員免許を取るために憲法の授業で勉強をしてきました。しかしながら、大学の授業だけではなく、私が自身が薬害エイズの裁判を通して、憲法二十五条の生存権、そして、生命、自由そして幸福追求の個人の権利について定めたこの憲法十三条、それを基に裁判で国を、争ってきたこの裁判を体験してきたことからも、私自身は、この憲法をやはりしっかりと守り、この憲法をしっかりと機能させて使っていくことが大事だと考えて個人的にいます。

特に、この憲法の前文にある、日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し、我らの安全と生存を保持しようとした決意した。我らは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除

去しようとも努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。我らは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。我らは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他國を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自國の主権を維持し、他國と対等関係に立とうとする各國の責務であると信する。日本国民は、國家の名譽に懸け、全力を挙げてこの崇高な理想

と目的を達成すること」を誓う。この前文にあるように、私は、この日本国憲法をしつかりと機能させること、目的的失わずに憲法をしつかり議論し、そして、これを不磨の大典とせず、皆さんと議論していくことをしたいと思つて考えています。

○会長（小坂漸次君）福島みずほ君。

もの、国を縛る鎖です。基本的人権を保障するためには國家権力を縛るのが憲法です。憲法は国民を縛る鎖ではありません。今の政府が正しいと考

れる道徳を国民に守らせるもので、もありません。國民主権の下で、民主主義の下で、主人公は國民であり、國民の基本的人権を守るために憲法を作り、その憲法を最高法規とし、憲法に反する法律

は認めないとし、いかなる国家権力も行政も国会も裁判所も憲法に従わなければなりません。國家権力を縛るもの、国は憲法に従わなければ

ならないというのは、憲法のイロハのイです。憲法によって統治権力に縛りを掛ける立憲主義、あるいは法治主義というのは、近代的な国家として

当たり前のことです。憲法を守れというのは、国民に対してもなく、国家権力に対して課せられているものです。だからこそ、日本国憲法九十九条は、「天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護す

る義務を負ふ。」としています
ナチス・ドイツは、ワイマー

に国家授權法を作り、行政が何でもできるとしました。そのために、国家授權法が猛威を振るい、人々の基本的人権をじゅうりんしました。最も憲法を守らなければならぬのは総理大臣です。しかし、安倍総理は、日本国憲法の下で集団的自衛権の行使をできるとのではないかと、言われています。解釈を変えることを総理は答弁しています。

九条を意味のないものにし、日本国憲法を空洞化しようとするものですから、憲法の否定です。どのような立場に立とうと、立憲主義を破壊させてしません。法治國家が崩壊します。

自民党が二〇一二年四月に発表した日本国憲法改正草案は、國を縛る鎖である憲法という理解には立たず、憲法が国民を縛るものになつてゐる点で憲法の理解が根本的に間違つています。

第二に、自民党的日本国憲法改正草案は、人権についても根本的に理解が間違つてゐると考へます。

また、自民党は、QアンドAの中で天賦人権論には立たないと明記をしています。しかし、人権は、憲法によって國から恩恵として与えられるものではありません。人間であることによって全ての人が普遍的に当然に持っている権利で、國家政府等の公権力が侵してはならないものです。人間

権が衝突したり、お互いの人が守られる環境でつくるには譲り合う必要がありますが、そのときも、たった一人の人の権であっても大事にするという考え方を出発点に調整の工夫、方法をしなければなりません。

民主主義国では世界共通のものです。日本は世界人権宣言を受け入れ、国際人権規約を批准し、人権の面では世界のリーダーを目指してきました。このことを否定するものです。

先日、内閣法制局長官であつた阪田雅裕さんの
お話を超党派でお聞きする機会がありました。阪
田さんは、護憲の立場で平和憲法を守ろうとか
田さん

条を守ろうと主張しているのではありません。貫して立憲主義を守るという観点から解釈改憲に反対をしています。

護憲が改憲派という立場を超えて、立憲主義の破壊をさせてはいけないという一点で超党派で力を合わせていきたいと考えています。

○福島みずほ君 憲法が無意味になる社会をつくるではありません。憲法の理念を生かすことを社民党は全力でやつてまいります。

○会長(小坂憲次君) 浜田和幸君。

○浜田和幸君 新党改革及び無所属の会の浜田和幸です。

人間でも、六十年過ぎて七十近くになると、体が大分がたがたしてくるものだと思います。日本国憲法もアンチエーリングが必要ではないかと思います。

確かに、この憲法が成立した過程においてはマッカーサー、GHQの支配下にあつたという面はあります。そういう戦争に負けた、敗戦した日本においてこういうアメリカ式の言わば価値観を押し付けられた、それは否めない事実だと思いますが、戦後、我々日本人は、そういう厳しい環境にあっても、創造力と先進的な技術開発等を通じて今日世界に誇るべき平和と安定の国を築いてきているわけですね。

また、日本国が世界の平和のために様々な平和外交を開拓していくことは、ある意味では、近隣国との言つてみれば法の原則を破るような、そういう国が傍若無人な行為をしている中において、世界に大変高い評価と希望を与えているものだと思います。

とはいっても、この憲法を作ったアメリカの学習者たちも、こんなに長い間日本人がこの憲法に固執するとは思つていなかつたということを繰り返し言っています。アメリカの場合には、憲法といえどもこれはビジネスの一環として受け止められている側面があります。フィラデルフィア・リー・ガルセンターは、世界各国、特に新興国の、新し

い国が独立した際に、その国の憲法、国歌、国旗、そういうものを提供する、大変、憲法そのものをサービスとして捉えている、そういう側面もあるわけですね。

そこまで、この憲法をビジネスの一環とするということは、我々は考える必要はないと思います。しかし、現状を見ると、TPPの交渉にしても、アメリカのある意味では価値観やそういうアメリカのビジネスが戦わずして勝てるような、そういう環境をつくるという背景もあるわけですから、我々憲法のことを考えるときに、そういう今の国際情勢これまで日本が経験してこなかつたようなそういう新しい時代ということに対しても、しっかりと備える、対抗できる武器としてこの憲法をどう生きかしていくかという視点でもう一度前文から全て検討し直す、そういう時期に差しかかっているのではないかと思います。

第一章の第一条の例えれば天皇的地位、これにつきましても、天皇が日本國の象徴であり、主権の存する日本国民の総意に基づくということは多くの国民にとっては共通の認識だと思いますが、では果たしてどうやって日本国民の総意というものを判断してきたのかということに関しては、やはり何らかの国民に対する総意を確認するプロセスというものが必要ではないかと思います。

とはいっても、一つ一つボディーチェックをしていきますと、この憲法にはやはり一度、今日的に見て、新しい解釈、新しい条項を加えるべきではないかと思われます。

元々、この憲法を、草案を作ったアメリカの学者たちも、こんなに長い間日本人がこの憲法に固執するとは思つていなかつたということを繰り返し言っています。アメリカの場合には、憲法といえどもこれはビジネスの一環として受け止められている側面があります。フィラデルフィア・リー・ガルセンターは、世界各国、特に新興国の、新し

○会長(小坂憲次君) 以上で各会派の意見表明は終了いたしました。

次に、各委員の発言希望に基づいて、会長の指名により意見交換を行います。

○会長(小坂憲次君) 以上です。

○柳本卓治君 自由民主党の柳本卓治です。

憲法の役割、在り方等についてということですが、第二章の戦争の放棄、これも平和主義の日本にとっては大変世界にアピールできる、世界遺産とお話しでございましたが、私は、憲法とは国家像や歴史の流れを変えていくものかも分かりませんが、現実においては、様々な日本を取り巻く国際環境、いつ何とき日本が攻撃を受けるかも分からぬというような国際情勢においては、きつちりと日本を守る、そのための自衛隊の位置付けということを明文化することも必要ではないかと思います。

そういうことをしないままに、現実には日本を取り巻く国際環境は厳しいがゆえに、自衛隊の強化、特に私の地元、美保基地等が大変、北朝鮮や中国といったところの軍事的な脅威に対する抗争するために様々な基地の強化に取り組んでおります。

その上で、私は、超党派の新憲法制定議員同盟の事務局長を務めています。私たち新憲法議員同盟は、四つの願いのこもつた新憲法の制定を目指しております。

○会長(小坂憲次君) まず第一に、日本の歴史、文化、伝統の薫り高い憲法を作っていくこと、第二に、自由、民主、人権、平和、国際協調を基本とする憲法を作ろう、第三に、国際平和を願い、他国と共にその実現のため協力し合うことを誓う論をこの場を通じて皆さん方と意見交換、そして新しい日本にふさわしい憲法の在り方を議論していきたいと思います。

○柳本卓治君 以上です。

○会長(小坂憲次君) 以上で各会派の意見表明は終了いたしました。

次に、各委員の発言希望に基づいて、会長の指名により意見交換を行います。

○柳本卓治君 お手元に配付した資料のとおり、机上の氏名標を立てていただき、会長の指名を受けた後、御発言願います。

多くの委員が発言の機会を得られますよう、一回の発言時間は三三分以内といたします。発言時間の経過状況をメモで通知し、時間が経過した際はベルを鳴らします。あらかじめ御承知願います。

発言が終わった方は、氏名標を横にお戻しください。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。それでは、発言を希望される方は氏名標を立ててください。

では初めに、柳本卓治君。

○柳本卓治君 自由民主党の柳本卓治です。

憲法の役割、在り方等についてということでございますが、私は、憲法とは国家像や歴史の流れが前提になつていなければならない、すなわち、まず大切なことは、日本とは何かを問い合わせる必要があります。つまましては、本日を契機に、衆参の憲法審査会を定期的に開催し、活発な議論が交わされるよう強く要望いたします。

ここ数年、決められない政治の主要原因であったねじれ状態も解消された今、二十一世紀の日本にふさわしい憲法を議論する環境は整つたと考えています。つきましては、本日を契機に、衆参の憲法審査会を定期的に開催し、活発な議論が交わされるよう強く要望いたします。

○会長(小坂憲次君) 次に、小西洋之君。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

本審査会は、会長の御指導の下、建設的な運営、また民主的な運営が運ばれているように承知しております。ただ先ほど赤池幹事が意見表明をなされました会派を代表しての意見表明、日本国憲法の正統性、またその内容、また国民に支えられる民意、その三つについての御意見、その全体について私は全く異なる見解を持つということをまず申し上げさせていただきます。

本日、憲法の役割、在り方等について議論する場でございますので、まさに憲法とは何か、その一番の真髄の価値観について私の考えるところを

公の秩序、幸福追求権よりも優先する価値を置いて、まさに立憲主義を破壊するものを作つております。かつ、それを安倍総理は二十一世紀にふさわしい憲法であるといふうに言つております。私は、こうした安倍総理、またその安倍総理が任命した小松長官の憲法觀を議会の責任において国民のために明らかにするために、この二人の参考人としての招致を提案を申し上げます。

以上でござります。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。

それでは次に、佐々木さやか君。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかでございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

す。は立憲主義と不可分のものというべきでありな
三原則を維持するためには、権力を制限し、国民の不斷の監視の下に置かなければならぬ、これが私たちが歴史から学ぶ真実であります。立憲主義は、これからも日本国憲法の本質として維持されなければなりません。権力に対して憚畏的であつて、国民の人権を保障するために権力を制限するのが憲法の在り方でなければならない、と思ひます。

以上でござります。ありがとうございました。

○会長(小坂憲次君) 次に、丸川珠代君。

○丸川珠代君 自由民主党の丸川珠代でございま

論が進められるべきであると考えております。そのような観点から、我が国の憲法について私は幾つかの不足があることを指摘しておきたいと思います。

現行の憲法においては、国民を国民たらしめ、国家を国家たらしめているゆえとは何かについての規定が不十分であると考えます。

そもそも国家とは、国民とその政府を意味するのでありますから、憲法は国民の在り方をも示すものであります。人々は、歴史の積み重ねの上に國家を形成し国民となるわけですが、現行憲法においては、国民が積み重ねてきた過去のうち何をも国民として共有するのかということについて十分に示されているとは言えません。これは、過去へ

の省察を日本国民が自らの手で行い、共有する際

憲法九条をどのよしに読み角しても、地すらないがゆえに憲法九条の余地すらない。余に集団的自衛権の行使は可能にできない。これが長年にわたり議院内閣制の下で確立してきた政府の憲法解釈でございます。

これについて何ら合理的な、論理的な理由なく、ある日突然、安倍第一次内閣によつてできると言つた瞬間に、これはもう憲法九条だけの問題ではございませんで、もう日本という、政治が、内閣が、そして国会が憲法を憲法として扱わない、憲法が滅んでしまう、憲法規範そのものの存立に関わる問題であるといふように理解しております。まさにこれが、ワイマール憲法があつてもナチスが世界史にもう例のないような人権弾圧じゅうりんを繰り広げた、また戦争を繰り広げた

憲法とは、権力を制限することにより、国民の自由、人権を保障するものであるというのが立憲主義の考え方であります。人類の歴史の中で確立されてきた権力の行使を憲法に基づかせようという考え方であり、主権者である国民が権力を名宛て人として定め、遵守させるのが憲法であります。基本的人権の尊重、国民主権、平和主義という日本国憲法の三大基本原則、これは人類普遍の原理であって、これを今後も維持すべきであるといふのが平成十七年四月に作成をされました参議院憲法調査会日本国憲法に関する調査報告書です。それが平成十七年四月に作成をされました参議院憲法調査会日本国憲法に関する調査報告書での二致をした意見でございました。この三原則を維持するということは、立憲主義の憲法としての日本国憲法を維持するということになります。

私は、憲法とは国家国民が国家の在り方を規定するものであり、憲法の役割とは国家をどのように運営するかという国民の意思を示すことにあります。

我が国は、戦後六十八年の間、國家の統治に憲法の意思を忠実に反映すべく極めて誠実な努力が積み重ねられてきた国であると考えます。それに、我が国においては、国家が国民を支配するという近代立憲主義の精神もさることながら、国民が国家に命令を下し運営をするものだといつては現状認識を、私はあえて申し上げたいと思います。

史を確かめ、その上に立つて進むべき道を確認するという作業を行つてこなかつたことと表裏一体であるとも言えます。今後その作業を十分に行う必要がありますし、憲法には理想や未来のみならず国民が共有する歴史を示すことが必要であると考えます。

また、国家と国民は、人々が自らの統治機構を国家として形成し、国家が領土と主権を確保することによって初めて、人々が国民となり、国民としての権利を擁護されることになります。

領土と主権の確保すなわち国の独立が守られていなければ国民の権利は擁護され得ず、国家は統治機構として存立し得ません。ゆえに、国家として何を保持し、あるいは講じるのかについて

ナチスの手口そのものであるわけではございません。こうした解釈変更を絶対に許してはいけない。そのため、この参議院の憲法審査会でこの解釈改憲の問題について私は議論することを御提案をしたいと思います。

たいと思います。

最後に、自民党の憲法草案についても申し上げたいと思います。

自民党憲法草案、日本国憲法の立憲主義の真髓

日本国憲法は、人間の尊厳に価値の根源を置き、全ての人が生まれながらに有する基本的人権を保障すると規定をしております。そのために、国民の主権の下、権力分立を定め、権力の濫用から国民の自由、人権を守る統治機構を規定をしております。さらに、国家による最大の人権侵害ともいいくべき戦争を放棄し、平和主義を宣言しております。このように、日本国憲法は権力から国民の人権を

憲法の役割を考えるに当たり、国家の権力や國家による国民の支配という側面にばかり目を向けることは、その機能に不足を来すことになるともは考えます。

この審査会においては、調査会において既に幅広く憲法についての調査が行われたことを踏まえ、国家のある側面にのみ注目するのではなく、我が国の憲法が国民による国家運営の意思を示す

規定されなければならぬところ、我が国の憲法にはその規定がありません。これは憲法として不足であると考えます。

せ、憲法を改めるべきであると考えます。

以上です。

○会長(小坂憲次君) 石井正弘君。

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘でございます。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、その経験を踏まえまして、地方自治の充実につきまして是非憲法改正論議の中で議論をしていきたい、こういう思いで意見を述べさせていただきました

いと

思

い

ます。

第二次大戦、その後の荒廃の中で新しい憲法、新憲法の中で国民的な統合がなされ、我が国は戦後の復興復旧を成し遂げてまいったわけでござります。ただ、このシステムは中央集権的な、言わば中央省庁が主導する形で復旧復興が進められてきたわけでござりますけれども、地方の自主性とかあるいは独立性、自立性、こういったものが損なわれてきたんではないかという指摘があろうかというふうに思っております。

高度成長時代が終えんいたしまして、国民の皆さんの価値観といふものは今大きく変わってきているわけでございまして、個性尊重、先ほど申し上げました自立性の追求、こういったところに大きく転換をしてきていると思っております。

こういった大きな社会経済情勢の中では、やはり我が国の国家戦略といったしましては、国との戦争が果たすべきものに思いを致していかなければならぬというふうに思います。國はもう自らの活動を、外交、防衛、金融、あるいは国全体の経済政策とか社会制度の改革、こういった本來国が果たすべき役割に集中していく。そして、地方に任せられるものは地方に任せる。こういつた言わば地方分権という考え方方に立った戦略といふものが今求められていると、このように思つているところでございます。

こういう意味におきまして、第八章に地方自治が設けられています。そして、地方自治の本旨が明示されているところでござりますけれども、是非とも、地方分権を更に確立をしていくために

は、国の最高法規でございます憲法の中にあります

以上です。

して、地方自治の尊重、そして具体的な保障手段、その経験を踏まえまして、地方自治の充実につきまして是非憲法改正論議の中で議論をしていきたい、こういう思いで意見を述べさせていただきました

いと

思

い

ます。

○会長(小坂憲次君) 石井正弘君。

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘でございます。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、その経験を踏まえまして、地方自治の充実につきまして是非憲法改正論議の中で議論をしていきたい、こういう思いで意見を述べさせていただきました

いと

思

い

ます。

○会長(小坂憲次君) 石井正弘君。

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘でございます。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、その経験を踏まえまして、地方自治の充実につきまして是非憲法改正論議の中で議論をしていきたい、こういう思いで意見を述べさせていただきました

いと

思

い

ます。

○会長(小坂憲次君) 石井正弘君。

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘でございます。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、その経験を踏まえまして、地方自治の充実につきまして是非憲法改正論議の中で議論をしていきたい、こういう思いで意見を述べさせていただきました

いと

思

い

ます。

○会長(小坂憲次君) 石井正弘君。

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘でございます。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、その経験を踏まえまして、地方自治の充実につきまして是非憲法改正論議の中で議論をしていきたい、こういう思いで意見を述べさせていただきました

いと

思

い

ます。

○会長(小坂憲次君) 石井正弘君。

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘でございます。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、その経験を踏まえまして、地方自治の充実につきまして是非憲法改正論議の中で議論をしていきたい、こういう思いで意見を述べさせていただきました

いと

思

い

ます。

○会長(小坂憲次君) 石井正弘君。

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘でございます。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、その経験を踏まえまして、地方自治の充実につきまして是非憲法改正論議の中で議論をしていきたい、こういう思いで意見を述べさせていただきました

いと

思

い

ます。

○会長(小坂憲次君) 石井正弘君。

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘でございます。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、その経験を踏まえまして、地方自治の充実につきまして是非憲法改正論議の中で議論をしていきたい、こういう思いで意見を述べさせていただきました

いと

思

い

ます。

○会長(小坂憲次君) 石井正弘君。

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘でございます。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、その経験を踏まえまして、地方自治の充実につきまして是非憲法改正論議の中で議論をしていきたい、こういう思いで意見を述べさせていただきました

いと

思

い

ます。

○会長(小坂憲次君) 石井正弘君。

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘でございます。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、その経験を踏まえまして、地方自治の充実につきまして是非憲法改正論議の中で議論をしていきたい、こういう思いで意見を述べさせていただきました

いと

思

い

ます。

○会長(小坂憲次君) 石井正弘君。

○石井正弘君 自由民主党の石井正弘でございます。

そもそも、国際法上、國家の自衛権には個別的な自衛権だけでなく、集団的自衛権も当然に含まれるものであります。昨今の国際情勢に鑑みれば、我が国を守るために、国際法上の原則に立ち返り、集団的自衛権行使できるようになります。速やかに諸体制や諸法制を整備すべきであると考へます。

以上です。

○前川清成君

先刻、硬性憲法に関して触れました

が、誤解のないように申し添えますと、私は、硬性憲法であることの論理的必然として一義的に兩院の三分の二以上の賛成を要すると考へています。たゞ、誤解のないように申し添えますと、私は、硬性憲法であるべきです。

○和田政宗君

みんなの党、和田政宗でございます。

現行憲法は速やかに改正すべきであると考えます。現行憲法は米国占領下においてGHQ草案を基に作られたことに鑑みれば、大日本帝国憲法が発布されたときのように、日本人の手により、日本國の伝統や日本国民ならではの考え方を熟考して取り入れた憲法改正がなされるべきであります。より改正が行われるべきです。

○和田政宗君

みんなの党、和田政宗でございます。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、兩院の三分の二以上の賛成を要すると考へています。たゞ、誤解のないように申し添えますと、私は、硬性憲法であるべきです。

○前川清成君

先刻、硬性憲法に関して触れました

が、誤解のないように申し添えますと、私は、硬性憲法であるべきです。

○北村経夫君

あります。

また、硬性憲法であることは決して不磨の大典であることを意味しないと申し上げましたが、現にアメリカは、憲法の改正に上下両院の三分の二以上の賛成に加えて五十州のうち四分の三以上の賛成も必要としていますが、戦後、すなわち一九四五年以降だけで既に六回も憲法を改正しています。日本と同様に第二次大戦の敗戦国、ドイツも、憲法の改正には両院の三分の二以上の賛成が必要です。

○北村経夫君

あります。

また、硬性憲法であることは決して不磨の大典であることを意味しないと申し上げましたが、現にアメリカは、憲法の改正に上下両院の三分の二以上の賛成に加えて五十州のうち四分の三以上の賛成も必要としていますが、戦後、すなわち一九四五年以降だけで既に六回も憲法を改正しています。日本と同様に第二次大戦の敗戦国、ドイツも、憲法の改正には両院の三分の二以上の賛成が必要です。

○北村経夫君

あります。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、兩院の三分の二以上の賛成を要すると考へています。たゞ、誤解のないように申し添えますと、私は、硬性憲法であるべきです。

○北村経夫君

あります。

私は、長年地方自治に携わってまいりましたが、兩院の三分の二以上の賛成を要すると考へています。たゞ、誤解のないように申し添えますと、私は、硬性憲法であるべきです。

○北村経夫君

あります。

からです。それでは、東西冷戦も終わり、イデオロギーの季節が過ぎたにもかかわらず、なぜ広範なコンセンサスがまだ成立しないのでしょうか。

私は、憲法を政争の具や選挙の争点にしてはならないと考えています。憲法の伝統的な考え方と学説や判例など過去の議論の蓄積の上に立って、冷静かつ理性的な議論を尽くすことが肝要ではないかと考へております。

それでは次に、北村経夫君。

ないかと考へております。

○北村経夫君

あります。

私は、長い間新聞記者をやっておりまして、その中で憲法についていろいろなことを考へています。たびに我が党の憲法が発議されることになります。しかし、それにしても、自民党憲法改正草案が掲げる両院の過半数による発議に関しては、衆参のねじれでもない限り、通常、政権与党は衆参両院で過半数の議席を有しております。仮に過半数での発議を認してしまつたならば、時の政権に対する憲法の縛りが極めて弱くなってしまい、立憲主義が空洞化してしまいます。また、政権交代のたびに我が党の憲法が発議されることになります。政治を極めて不安定化してしまうおそれがあります。

○北村経夫君

あります。

私は、長い間新聞記者をやっておりまして、その中で憲法についていろいろなことを考へています。たびに我が党の憲法が発議されることになります。たぶん、本日は、個別具体的なことというよりも、時間の制約もございますので、憲法改正が必要であるという立場から、三点について意見を述べさせていただきます。

○北村経夫君

あります。

私は、長い間新聞記者をやっておりまして、その中で憲法についていろいろなことを考へています。たぶん、本日は、個別具体的なことというよりも、時間の制約もございますので、憲法改正が必要であるという立場から、三点について意見を述べさせていただきます。

○北村経夫君

あります。

九

三点目は、本質的な問題であります。国民の間でもつと国家の在り方や憲法について議論する必要があると思います。

憲法とは国民のためのものであるにもかかわらず、憲法改正論議がしつかりと情報発信がなされてこなかつたと感じております。有権者の皆さんとの話をするとたびに、政治と国民の間に距離を感じてしまう。憲法のリテラシーが余りにも低いと感じております。私は新聞というメディア出身であります。情報とは、伝えることが問題ではなく、伝わっているかどうかが問題であると考えます。

参議院の役割は、政治の本質的議論をする場所であり、それを国民に対して大いに発信していくかなくてはならないと思います。この参議院の憲法審査会の役割は非常に大きいと考えております。国民の間で議論が深まることが、憲法改正の下地をつくっていくことにつながっていくものと考えております。

そうしたことから、国民投票法改正案の早期成立を図り、国民の間で議論を深くしていくことが非常に大事だというふうに考えております。

○会長(小坂憲次君) 次に、滝波宏文君。

○滝波宏文君

ありがとうございます。福井県選出の滝波宏文です。

二点申し上げたいと思います。

まず一点目は、「一票の格差問題」に関連しますが、憲法が反映すべきこの国の形についてです。

日本は、東京、大阪、名古屋だけで成り立つてゐるわけではありません。シンガポールのような都市国家ではなく、北は北海道から南は沖縄まで、日本列島全体の力で、力を寄せ集めて厳しい国際情勢を乗り切っていく。これが日本の形です。同じ国に属する地方が、エネルギー・水や人・食料などを確実、安定的に供給し、いざというときの備えも含めて確保してこそその東京であり大阪であるということを忘れてはなりません。この点、都会の生活しか知らない方々が増え、

裁判官もそうなのでしょう、「一票の格差についての違憲ないし違憲状態判決が続いておりますが、一つの地方、特に百年以上風雪に耐えている都道府県を代表していることの意味が余りにも軽視されているのじやないかと思います。

極論ですが、どこかの県、例えば沖縄で、日本の中は十分に自分たちの意見を吸い上げてくれていいということで、住民投票をして日本から出ていくと過半数で決したらどうするんでしようか。そういったことが起きないように、中央政府において各県、都道府県代表がしつかり参考していることが単なる人口割り以上に大事です。安易

な平等主義だけでは国は保てません。

そもそも、国が成り立つためには、人口だけではなく国土が必要です。最近、尖閣や竹島など国境近くの国土に対する意識は高まつてしまりますが、肝腎の我が国大半を成す、国土の大半を成す地方に対する意識が相変わらず希薄だと感じております。

我が自民党が示してある憲法改正草案では、現行四十七条選挙に関する事項に後段を追加し、選挙区は単に人口のみで決められるものではないということを明示しております。現行憲法でも、議論に終止符を打つためにも改憲をすべきだと考えます。

このような我が国の形を選挙区区割りを含め護持することが十分に解釈上可能であり、適切だと考えておりますが、バランスの欠いた「一票の格差」の議論は、肝腎の我が国大半を成す、国土の大半を成す地方に対する意識が相変わらず希薄だと感じております。

私が政治活動の中でぶつかった現実は、憲法と選挙区は単に人口のみで決められるものではない、ということを明示しております。現行憲法でも、選挙区は単に人口のみで決められるものではない、ということを明示しております。現行憲法でも、選挙区は単に人口のみで決められるものではない、

○吉良よし子君 日本共産党、吉良よし子です。私は、この場で発言する機会を与えてくださった有権者の皆様に心から感謝します。それは、憲法が掲げている理想に日本の現実を一步でも二歩でも近づけていくことこそが政治の果たすべき役割であり、その仕事をしたいと訴えて議員になつたからです。

私が政治活動の中でぶつかった現実は、憲法と選挙区は単に人口のみで決められるものではない、ということを明示しております。現行憲法でも、選挙区は単に人口のみで決められるものではない、

○会長(小坂憲次君) 次に、豊田俊郎君。

○豊田俊郎君 千葉県選出の豊田俊郎でございます。先週の土曜日でございましたけれども、千葉県の東金市というところに訪れる機会がございました。実は東金市、旧千葉県選挙区第三区でございました。そこから選出をされておりました、四十年前でございましたけれども、石橋一弥衆議院議員がおられました。実は、石橋一弥衆議院議員でございましたけれども、東金の市長を務められ、その後衆議院に、国政に輶じたわけでございましたけれども、石橋先生の使命としてこういうことが伝えられておりました。とりわけ憲法問題については、まず国会議員は国民の代表たる国会においてオーブンな憲法議論を目指すべきであるという、これが

現行憲法が制定されたのは七十年近く前、このように統治機構の修正も同様に重要なたどつておりました。グローバル化の中、今後も変動は更に大きくなつていくでしょう。にもかかわらず、七十年前に制定された我が國のグランドデザインを一言一句も変えることができずこの変動を乗り切ってまいりました。

日本の日本人、二千万人のアジアの人々を犠牲にした戦争の惨禍は二度と起こしてはならないという国

民の決意の下生まれた平和憲法九条を誇りに生き何より、私の原点は平和です。私は、三百万人の日本人、二千万人のアジアの人々を犠牲にした戦争の惨禍は二度と起こしてはならないという国

民の決意の下生まれた平和憲法九条を誇りに生き何より、私の原点は平和です。私は、三百万人の日本人、二千万人のアジアの人々を犠牲にした戦争の惨禍は二度と起こしてはならないという国

千葉県民といたしましても、大変誇りに思うところでございます。

その後でございますけれども、平成十一年に衆議院において憲法調査会が設置をされる経緯と

いうことになつております。その際でございますけれども、五年間をめどに審議を尽くしたとい

ることでございました。衆議院においては七十六回を数える時間をお要し、平成十七年に日本国憲法に関する調査報告書が提出をされたと伺っております。

ただ、問題なのはその後でございますけれども、平成の十九年に衆参両院において憲法調査会に替え憲法審査会を設置することが決定をいたしてお

りますけれども、参議院においては、その後平成二十三年までこの会議が開かれていたとい

うふうに伺つておるところでございます。平成十九年からこの四年間でございますけれども、御案内のとおり、ねじれ国会の繰り返しだったと

いうふうに伺つておるところでございます。

石橋先生のいわゆる政治姿勢からとつてすれば、国民のために常に憲法においてはオープンな場で代表たる国会議員は議論を尽くすということ

が肝要だというふうに思つております。私も初め

てこの会議に出席をさせていただきましてけれども、この信念に基づいて、私も国会議員としてこれから鋭意頑張つてしまいたいというふうに思ひます。

ひとつ決意を申し上げて、意見をいたします。

○会長(小坂憲次君) 次に、赤池誠章君。

○赤池誠章君 自由民主党の赤池誠章です。

民主党的な小西幹事にです、一言申し上げたいと思います。

弁明をいただきたいと思います。(発言する者あり)

○会長(小坂憲次君) 静粛に願います。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

自分の意見を重ねて申し上げさせていただく前に、今の赤池幹事の許し難い指摘について反論をさせていただきます。

まず、ヒトラーと同一視というようなことを私は安倍総理に対して申し上げておりません。私が申し上げましたのは、憲法を憲法規範として扱わ

ず、憲法に何が書いてあるが時の国家権力が好きに国民の自由や権利を制限できる、また戦争を

起こすことができる、そうしたことをするという

のは、まさに、ワイメーレ憲法があるにもかかわらず、世界で最も優れた、当時、ワイメーレ憲法

があるにもかかわらず、世界で最もすさまじい人権弾圧、人権じゅうりん、そして世界大戦を引き

起こしたまさにナチスの手口そのものであると、憲法規範を滅ぼす、憲法を破壊するナチスの手口

そのものであるというふうに私は申し上げた次第でございます。それが違うというのであれば、具体的にそのことを御指摘ください。

以上でございます。

続きまして、今皆様の、同僚委員の皆様の意見を伺いながら、私の思うところを申し上げさせていただきます。

日本国憲法が押し付けという主張がございますけれども、私が考えております歴史認識として、残念ながら、GHQが与えてくれたチャンスがあつたにもかかわらず、当時の日本政府が、松本

私案という、立憲主義、近代立憲主義にも合わぬ

違うというのであれば何が違うのか。そういう発言として私は聞こえてしましました。是非その辺をもう一度、議事録に残ることでございますので、

いう明文規定もその議会によって制定されたものでございます。そして、その内容は、アメリカ合衆国憲法をはるかに凌駕する、豊かな世界屈指の人権法典でございます。そうした歴史的事実、そして憲法の本質を理解せずに押し付け憲法という議論をなさるのは、私は余り適切ではないというふうに考えております。

また、七十年間余りあるから変えないのはおかしい、あるいは不磨の大典等々の御意見がござりますけれども、それは私も、間違いでございます。

日本国憲法に規定されている憲法十三条、全ての国民が個人として尊重され、そしてその幸福追求権が我々統治機構の下で最大限尊重される、こう

いう人間社会は日本の歴史に、日本国憲法十三条が規定されるまでは一秒たりとも残念ながら存在しなかつたのでございます。そして、この人権保障とこの基本原理でございますけれども、この日下で、先ほど吉良委員あるいは川田委員がおつしやつていたような、今なお国民に実現されていない尊厳や人権保障のための立法を作ること、そのことであるというふうに認識しております。

ありがとうございます。それが違うというのであれば、本当にそのことを御指摘ください。

以上でございます。

続きまして、今皆様の、同僚委員の皆様の意見を伺いながら、私の思うところを申し上げさせていただきます。

日本国憲法が押し付けという主張がございますけれども、私が考えております歴史認識として、残念ながら、GHQが与えてくれたチャンスがあつたにもかかわらず、当時の日本政府が、松本

私案という、立憲主義、近代立憲主義にも合わぬ

違うというのであれば何が違うのか。そういう発言として私は聞こえてしましました。是非その辺をもう一度、議事録に残ることでございますので、

内で松本さんを中心にして検討したけど、うまくできなかつた。そこで、マッカーサーが、GHQが案を示したわけあります。しかし、この案もそのまま政府案になつたわけではありません。GHQの案は一院制でした。つまりは、参議院はあります

参議院がつくられました。その上で、初めて女性が参加をした、日本で初めて女性の参加をした普通選挙が行われて衆議院議員が選ばれ、そして衆議院が政府案が議論されました。その中で数多くの修正がなされましたけれども、例えば憲法二十五

条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すという二十五条や、あるいは憲法九条の二項に前項の目的を達するためにとって修正も加えられました。その後、衆議院で圧倒的な多数で可決をされ、当時の貴族院に送られました。貴族院でも修正が加えられました。その上で、当時ですから枢密院で議論をされ、最後は昭和天皇が裁可をする形で今の憲法が生まれています。

赤池委員に、あるいは自民党を代表されたのですから自民党の皆さん方にお尋ねをしますけれども、この経過も承知の上で、それでも今の憲法は一方的に押し付けられた、先ほどの表現をお借りすると、現行憲法は憲法違反だというふうにおっしゃるのか、私は大変疑問に思つております。

以上です。

赤池委員に、あるいは自民党を代表されたのですから自民党の皆さん方にお尋ねをしますけれども、この経過も承知の上で、それでも今の憲法は一方的に押し付けられた、先ほどの表現をお借りすると、現行憲法は憲法違反だというふうにおっしゃるのか、私は大変疑問に思つております。

○会長(小坂憲次君) 次に、前川清成君。

○前川清成君 何度も発言の機会を与えていただ

いたこと、感謝申し上げます。

その上で、私は先刻、憲法も決して不磨の大典ではないと、民主党も、国民党とともに憲法対話を進め、補うべき点、改めるべき点の議論を深める

というふうにマニフェストに書いたというふうに申し上げました。しかしながら、自民党を代表して発言された赤池委員の憲法制定のプロセスに関しては本当に驚きました。

まず、日本はボツダム宣言を受諾しました。その結果として、国際法上の義務として国民主権の憲法を制定する責任がありました。しかし、それは、先ほど小西さんの話もありましたが、政府

集団的自衛権、今盛んに議論されております。

それと憲法の解釈についてなんですが、仮にです

よ、國家の安全が憲法に優先する場合があり得るとしても、現在議論されている集団的自衛権の行使がそれに当たるとは私は思いません。

集団的自衛権に関して濫用的な事例が発生しないようにするためには法律で縛りを掛けなければよい

という意見もありますけれども、集団的自衛権の合憲性の議論を通り越して法律の議論をするといふのは、そのものが前提を欠いているんじゃない

ないかと、そう思います。これまでの議論の積み

私は、幹事でござりますので二度以上の発言は控えさせていただくつもりであったんですけども、赤池幹事から指摘を受けましたので、まあ名誉毀損に該当すると思ひますけど、反論をさせていただきます。

まず、私は、安倍総理をヒトラーと同一視する、そうした趣旨の発言は一切しておりません。しておりませんので、取消しもいたしません。

繰り返しになります。先ほどさせていただいた御説明でございます。私が申し上げましたのは、憲法規範があるにもかかわらず、それを無視して国家権力が国民の自由や権利を侵害する、あるいは、してはいけないはずの集団的自衛権の行使という戦争を起こす。それはまさに、ワイメアール憲法があるのに世界の歴史に例のないような人権じゅうりん、人権弾圧、そして世界大戦が行われたまさにナチスの手口、あえて申し上げますけれども、安倍総理の閑僚でござります麻生副総理がかつておっしゃいましたナチスの手口そのものだということを申し上げたのです。これは憲法論的に言つてそれと同質だということを申し上げたことでございまして、それと違うのであれば御反論をいただきたいと思います。

また、先ほど、私の集団的自衛権に対する解釈改憲に反対する意見に関連して、集団的自衛権を保有しているけれども行使できないのはおかしいのではないかというような御意見をおっしゃいましたけれども、持つているけれども行使しない、つまり、主権国家において、国際法違反でないことを自分の憲法で制限することはいかにもできることでござります。例えばオーストリア、永世中立の国でございます。オーストリアも本当に集団的自衛権の行使はできるんでしよう。しかし、それは国防原則としてしない。当たり前のことでも例があることでござります。

また、先ほど憲法の制定過程でハーグ陸戦法規違反ではないかというような御意見がございまし

たけれども、ハーグ陸戦法規というものは戦闘が終わる前の話でございまして、日本国憲法が作られたのは終わった後でございますので、それも当然ならない。

つまり、こうしたごく基本的な歴史事実、あるいはごく基本的な法令に関する知識、そうしたものがをまずはこの憲法審査会でしっかりと議論をして、そして憲法は何かを議論をして、今、私は、

この安倍政権によつて行われようとしている解釈改憲、あるいは自民党草案を振りかざしてのこの憲法改正の動きというのは、もう日本の戦後最大の危機だと思っております。

私は、こうしたものに、この議会の代表としてこの憲法審査会がしっかりと議論することを皆様に御提案をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○会長(小坂憲次君) 会長から一言申し上げます。

発言の取消し云々につきましては、今後の議論については幹事会において取り上げさせていただきたいと思います。

また……(発言する者あり)いや、議論をして

いたくのは自由でございます。ただ、今後同じような議論を繰り返すのであれば、幹事会で議論をさせていただきます。

ただ、まだ、更に御発言をされることを制限するものではございませんが、個別の応酬もある程度枠の中でお願いをしたいこと、また政党間としての議論を更に深めていたくことをお願いを申し上げて、次に、前川清成君。

○前川清成君 四度目になりますので、手短に申し上げます。

先ほどの赤池議員の御発言ございましたけれども、明治憲法、確かに日本はアジアで最初の立憲国家になつたわけです。その当時において、ある種世界水準の憲法を持っていました。

ただ、私の話を聞いていただきたかったのは、それでも例があることでござります。

また、先ほど憲法の制定過程でハーグ陸戦法規違反ではないかというような御意見がございまし

務を負つていたわけです。松本私案がその水準に達していないということでGHQが草案を示した

わけですから、ボツダム宣言を受諾して国際法上の義務を負つていたことを無視して、明治憲法の

ままでよかつた、明治憲法を改止すればよかつたという議論は、私は全く成り立たないと思つております。

ままでよかつた、明治憲法を改止すればよかつたという議論は、私は全く成り立たないと思つております。

以上です。

○会長(小坂憲次君) 次に、丸川珠代君。

○丸川珠代君 小西議員の発言を、憲法の規範を無視するのであれば、それはナチスの手口そのものであるというふうに解釈をさせていただきたいと思います。その上で、安倍内閣が憲法の規範を無視しているかどうかということは、憲法の解釈を変えることによって規範を無視しているというふうに私は考へませんので、それは当たらぬといふふうに思ひます。

平成十二年五月一日、この憲法審査会の前身であります憲法調査会におきまして、憲法の制定過程に携わった元GHQの職員から意見聴取を行つております。先ほど福島議員からも御指摘のあつたとおりでござりますが、その中に、行政権を担当したアメリカ陸軍中尉のミルトン・J・エスマン氏のこのような発言がござります。

憲法で何よりも重要なのは基本的原理であり、これが尊重される限り、将来直面する問題は条文の合理的な解釈で解決できる。米国では、環境保護など三百年前の憲法起草者に考へられない問題も憲法解釈で解決をしてきた。我々、五十五年前の起草者も、解釈で政府が必要なことを行い、国際的義務を果たせることが知つてゐた。このような発言でございまして、日本国憲法はその制定の過程から解釈の変更があることを内包していたと理解をいたします。

我が國が他国の主権を脅かし、また乗つ取ることを目的としてではなく、自らの独立を守り、までは各会派から一名ずつ代表者ということで、赤池先生は自民党代表として表明をされたわけなんですが、その辺は研究していくかなければいけないじやないのかなというふうに私は思つております。

それともう一点、赤池先生に御質問をしたいんですけれども、冒頭の意見表明というのは、これ

は日本はボツダム宣言を受諾した結果、天皇主権の実力を謙抑的に行使するということは、日本国

憲法の基本的原理をないがしろにするものではございません。憲法の解釈は、集団的自衛権の行使を可能にするよう変更し得るものであります。

以上です。

○白眞勲君 御指名ありがとうございます。

いろいろな様々な意見を聞いておりまして、そぞうの意見の中で私も一言しゃべりたくなつちゃいましたので意見表明をさせていただきたいといふふうに思ひます。

まず、意見表明の方から言わせていただきたいと、今まで様々な、日本国憲法に至る経過、日本国憲法としての今の位置付けについての各委員の皆様方からの様々な意見表明を聞きながら一つ思つたことは、やはりここで今、その当時の、第一次世界大戦、太平洋戦争を経験した当時の先人の方々が、もう戦争は懲り懲りだという思いの中から日本国憲法というものは私は制定され、それを

私が見ている限りにおいては、ほぼ多くの国民が熱狂的にその憲法を歓迎してはいたんではないんだろうかという事実が、私はこれは否定できません

思つたことは、やはりここで今、その当時の、第一次世界大戦、太平洋戦争を経験した当時の先人の方々が、もう戦争は懲り懲りだという思いの中から日本国憲法というものは私は制定され、それを

私が見ている限りにおいては、ほぼ多くの国民が熱狂的にその憲法を歓迎してはいたんではないんだろうかという事実が、私はこれは否定できません

<p>る。日本をアメリカと共に世界のどこでも武力行使ができる戦争する国にしようとしている。そのため、内閣法制局長官の交代や首相の私的諮問機関にすぎない「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」などの利用を強引に進めている。日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれた。特に憲法第九条は、「武力による威嚇又は武力の行使の放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」を定め、国内でも世界でも人々の支持を集めている。戦争のない平和なアジアと世界を願い、憲法第九条を形骸化する集団的自衛権の行使を絶対に許すことはできない。また、明文改憲に反対し、憲法を守り、いかすこと強く求める。については、次の事項について実現を図られたい。</p> <p>一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすこと。</p>
<p>第五七号 平成二十六年一月二十七日受理 憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願</p> <p>請願者 山形市 加藤獎 外二千八百名 紹介議員 吉田 忠智君 この請願の趣旨は、第五六号と同じである。</p> <p>第五八号 平成二十六年一月二十七日受理 憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願</p> <p>請願者 長野市 野口綾子 外三千三百七十三名 紹介議員 福島みずほ君 この請願の趣旨は、第五六号と同じである。</p> <p>第一八五号 平成二十六年一月三十日受理 憲法の改悪に反対し、九条を守り、憲法を平和と暮らしにいかすことに関する請願</p> <p>請願者 大阪府泉大津市 吳原克幸 外四十八名 紹介議員 辰巳孝太郎君 この請願の趣旨は、第五六号と同じである。</p> <p>第一八三号 平成二十六年一月三十日受理 海外で戦争する国づくりに反対し、九条を守り、憲法をいかすことに関する請願</p> <p>請願者 大阪府泉大津市 千田捷也 外二十八名 紹介議員 辰巳孝太郎君 この請願の趣旨は、第五六号と同じである。</p>
<p>日本国憲法は、悲惨な戦争と専制政治への痛恨の反省から、平和と民主主義を求める国民と世界の人々の強い願いによって生まれた。戦争放棄、戦力不保持を定めた第九条と共に、第二十五条など画期的な基本的人権の規定を持つ日本国憲法は、二十一世紀の世界の羅針盤として、国内外の多くの人々から熱い支持を集めている。しかし、憲法第九条を変え、あるいは解釈改憲を重ねて集団的自衛権の行使に踏み出そうとするなど、アメリカと一緒に海外で戦争する国づくりへの動きが強まっている。また、人が人であるあかしとしての精神活動の自由や、人間らしく生き働く権利への侵害も強まっている。このような憲法改悪の動きや、憲法の理念と原則を踏みにじる政治を断じて受け入れるわけにはいかない。今、政治が取り組むべきことは、憲法と相入れない現実を正し、憲法を平和と暮らしにいかすことである。</p> <p>二月十四日本審査会に左の案件が付託された。</p> <p>一、憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願(第一〇五号)</p> <p>請願者 新潟県三条市 中村みち代 外百六十六名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第五六号と同じである。</p> <p>第一〇五号 平成二十六年一月三十一日受理 憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願</p> <p>請願者 新潟県三条市 中村みち代 外百六十六名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第五六号と同じである。</p>
<p>日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄を定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして人類的価値を持っている。ところが今、第九条を中心に戦争を変えようとする動きが強まっている。その狙いは、アメリカと共に自衛隊が海外で戦争できるようにするものである。また、第九条改悪への突破口として第九十六条の改悪を先行させ、改正要件の緩和を狙う動きも、民主主義をなしうるに至るもので見逃すわけにはいかない。日本国憲法の恒久平和、國民主権、基本的人権の三原則を始めとする全ての条項が完全に実施され必要がある。取り分け、憲法第九条を守り、現実の政治にいかすことは、日本国民の世界平和への責務である。</p> <p>については、次の事項について実現を図られたい。</p>